

○議長（工藤行義君）

日程第 38、認第 1 号、平成 22 年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。——8 番吉田忠雄君。

○8 番（吉田忠雄君）（登壇） 私は、認第 1 号、平成 22 年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

平成 22 年度の一般会計歳入歳出決算書には、第 3 款、民生費のところの第 3 項、人権施策推進費の中に人権ふれあいセンター費、人権施策推進総務費、啓発推進費などに多額の税金がつぎ込まれ、個人給付的な事業は廃止をされたとはいえ、いまだに人権の名による同和対策事業が続けられています。同和対策事業としての国における特別対策事業はとっくに終了いたしました。同和対策事業の促進と旧同和地区住民自身の努力によって、住宅や住環境に見られた劣悪な状態はなくなりました。教育についても特別な施策が必要とされる状況はなくなりました。

したがって、市がこれ以上特別施策を継続することは、行政自身が差別を固定化、あるいは新しく作り出すことにもなり、旧同和地区内外を分け隔ててきた垣根を取り除いて社会的交流を促進させるどころか、逆にそれを妨げることにもなってしまいます。公正で公平な市政を願う市民のためにも、一刻も早く同和対策事業を終結すべきであります。

私は、以上の理由で、平成 22 年度一般会計歳入歳出決算認定について反対の態度表明を行うものであります。どうかご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、討論を終わります。